

第 5 回 協 議 会

(平成 15 年 5 月 19 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第5回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成15年5月19日

開催場所 会見町役場2階会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓
福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫
板 秀樹 橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

出席監査委員 北尾 翯

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
合併推進室主事 前田智恵子 会見町議会事務局長 武田 千之
西伯町地籍調査室長 松原日出雄 会見町地籍調査室長 岩田 和徳

〔午後 1 時 3 0 分開会〕

奥山合併推進室長 失礼いたします。最初にお断りをいたしますが、坂本会長が急遽、国の災害査定の立ち会いということでございまして、本日の会議に遅れるということでございます。最初にお断りをさせていただきたいというふうに思います。

本日は、委員の皆さん、傍聴者の皆さん、そして報道各社の皆さん、第 5 回西伯町・会見町合併協議会を御案内いたしましたところ、多数の皆様にお出かけいただきまして、ありがとうございます。

風薫る 5 月を迎えまして、さわやかな気候となりました。農作業や田植えやナシの袋かけなど大変忙しい季節となったわけであります。

先月、4 月 2 7 日に行われました統一地方選挙では、西伯町ではダブル選挙、そして会見町では町議選挙が行われました。結果、坂本町長、会長は無投票にて再選、また議員さんにおかれましても、それぞれ御当選をされまして、おめでとうございます。

これから町勢発展のために御尽力いただきますよう、よろしく願いいたすところでございます。それに伴いまして、議会選出の委員さんにも交代がございました。後ほど日程により御紹介をさせていただきたいというふうに思っております。引き続きまして、合併協議に向けて御協力をお願いいたしますよう、よろしく願いいたします。

申し遅れましたが、私は協議会事務局の合併推進室の奥山と申します。よろしく願いいたします。

そういたしますと、ただいまから西伯町・会見町合併協議会の第 5 回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の、現在の委員の皆様の出席状況であります。先ほど申し上げました坂本会長が急遽、災害査定立ち会いということで遅れます。そして、鳥取県市町村振興課分権推進室長の亀井委員は、公務のため欠席でございます。したがって、現在の出席状況であります。委員 1 7 名のうち 1 5 名の方が出席でございます。

本協議会の会議の成立要件であります西伯町・会見町合併協議会規約第 1 0 条第 1 項の規定では、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがって、本日の会議は成立することを御報告いたします。

それでは、日程に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

最初に、会長のあいさつであります。先ほど申し上げましたとおり副会長の三鴨会見町長よりごあいさつをお願いをしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたし

ます。

三鴨副会長 皆さん、どうもきょうは御苦労さまでございます。

坂本会長が今、国の災害査定があり時間に間に合わないということがございました。私の方から一言ごあいさつ申し上げます。

この5月、大変農繁期の忙しい中、協議会を開催いたしましたところ、皆さん、お揃いでお出かけいただきまして、ありがとうございます。

また、先ほどありましたように、このたびの統一地方選挙で新しく西伯町から福田次芳委員さん、それから会見町からは吉次堯明委員さん。お世話になりますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

きのう、まちづくり委員会を第1回を行いました。70数名の方に出でたいて熱心な発言を賜っております。こゝら辺を十分意向を聞きながら、この協議会できちんと整理をしてやっていかななくてはいけないなということを感じたところでございます。

会見町にとりましては、新聞等で御案内のように米子市との合併協議会に向けて署名活動が起きております。多分明日その署名が提出されるのではないかなと思っておるところであります。いろいろな面で皆さん方に御迷惑といひますか、御心配といひますか、かけておりますけども、私としましては今もこの2町合併というものを最大に努力し、皆さんの知恵等を借りながら、合併してよかつたなあという町を目指して、ぜひ御理解を賜りたいなと思っておるところであります。

きょうは、坂本町長が来られましてからいろいろと町長の御意向もまた言われるかと思ひますが、とりあえず開会のごあいさつとさせていただきます。

また、傍聴の皆さん、ようこそお出かけくださいました。よろしくお願ひいたします。

奥山合併推進室長 ありがとうございます。

それでは、日程の3番目の新委員の紹介ということでございますが、既に先ほど副会長の方からごあいさつがありましたとおり決定しております。それぞれ2名の方々へ、三鴨副会長より委嘱状の交付をいたしたいというふうに思ひますので、それによりまして紹介にかえさせていただきますというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、前の方に進んでいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

福田次芳委員様。

三鴨副会長 委嘱状。福田次芳。西伯町・会見町合併協議会委員を委嘱する。期間は、

西伯町・会見町合併協議会解散までとする。平成15年5月8日。任命権者、西伯町・会見町合併協議会会長、坂本昭文。代読。

お世話になります。よろしく申し上げます。

奥山合併推進室長 福田次芳委員さんは、5月8日に開催されました西伯町議会臨時議会におきまして合併調査特別委員長に就任されたものでございます。どうかよろしく願いいたします。

続きまして、吉次堯明委員さん、お願いいたします。

三鴨副会長 委嘱状。吉次堯明。委嘱。西伯町・会見町合併協議会委員を委嘱する。期間は、西伯町・会見町合併協議会解散までとする。平成15年5月15日。任命権者、西伯町・会見町合併協議会会長、坂本昭文。代読。

お世話になります。よろしく申し上げます。

奥山合併推進室長 吉次委員さんは、5月15日開催されました会見町議会臨時議会におきまして合併等調査特別委員長に就任されたものでございます。どうかよろしく願いいたします。

なお、退任されました西伯町の松本十三穂委員は、議員を勇退されたことに伴うものであります。また同じく、会見町、山中隆委員は、議長職を交代されたことに伴うものでありまして、お二人には事務局よりお礼状を送らせていただきまして、これまでの感謝にかえさせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

三鴨副会長 私からも松本委員さん、山中委員さんに厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

奥山合併推進室長 それでは、本日の会議の進行であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長となっております。しかしながら、先ほど申し上げましたように本日は約1時間程度おくれるというような報告でございまして、同じ規約第8条によりまして、代理規定というようなことで、三鴨副会長にて会議の進行をお願いをしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

三鴨副会長 そうしますと、5番の協議事項ですけれども、これは坂本会長が来られてから協議していきたいというぐあいに思いますので、6番の提案事項を先していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

奥山合併推進室長 済みません、議長、議事録署名委員の指名をお願いします。

三鴨副会長 大変失礼しました。これは順番になってましたですかいね。

事務局の方から、じゃあひとつよろしくをお願いします。

奥山合併推進室長 失礼いたします。議事録の署名委員であります、西伯町の磯田順子委員さん、それから会見町の橋谷守江委員、両名の方をお願いをしたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

三鴨副会長 では、磯田委員さん、橋谷委員さん、よろしくお願いいいたします。

そうしますと、6番の方から先させていただきたいと思います。

まず、(1)番の議会の事務の取り扱いについてから提案したいと思います。

そうしますと、専門部会会長、武田局長から説明させます。

武田専門部会会長 失礼します。それでは議会部会の方から。

それでは27ページをお願いします。それでは議員定数の項ですが、議員定数で、西伯町は現在は16名、会見町は12名ということになっております。これは前の合併協議会の方で既に決めておられたようですが、新町の場合16名です。

それから議員の任期につきましては、これも当協議会の方で決められて、合併の日に任期は統一とするということのようでございます。

それから議員報酬は、これは前から西伯と会見は大体統一をしておりましたので、これは両町の例によるという考え方で、そのまま生かしていただくという考えでございます。

それから費用弁償でございますけど、これは西伯町は宿泊等ちょっと高いようでございますけど、一応会見町の例によるということで、簡単に言いますと安い方の例に合わせたと、こういうことでございます。

それから議員の期末手当、これは人事院勧告によってそれに合わせていくという形になっておりますので、これについてはこれはちょっと数字がおかしいことになるような気がするんですけど、一応それに合わせて両町同じでございますので、それに合わせていかせていただきたいと思いますと考えております。割り増し率の120%、これも両町同じでございますので両町の制度を継続すると、こういう考えでございます。

それから議会運営委員会は現在、西伯町さんは定数が6名、任期は2年、会見町は定数が5名、任期が2年ということにしております。西伯町の例によるということにいたしましたのは、定数が将来の議員の定数を16名とした場合を考えた場合、西伯町の例によった方がいいかないかということで、会見町より1名増とこういう考え方で6名と、こういう考えでございます。

それから常任委員会。常任委員会は、西伯町さんは総務、民生、経済建設、3常任委員

会で6、5、5人ということになっております。それから、会見町は総務、経済、厚生ということで、4名の12名ということになっております。これは16名ということ踏まえて西伯町の例によるという形に人数は合わせていきたい。それから名称が総務、会見町は経済ですが、西伯は経済と建設、それから民生と厚生というぐあいに違ってあります。これは両町で協議をしましたが、どっちでもがいな問題ではないかないかという部分もございますし、いろいろ話し合っ、経済常任委員会と民生常任委員会にしようというふうに話し合っております。

それから特別委員会でございますけど、28ページがそのページになりますが、これは新町において調整をする。これは新町になった場合いろいろな特別委員会が検討されるであろうということで、あえて私どもの方で調整すると、云々というような問題ではないということで、新町において調整をするという考えであります。

それから議会広報は、同じような体制でありますけど、会見町、若干編集体制が微妙に違ってあります。できることなら西伯町の体制でいこうと、こういうことで西伯町の例によるという形にしております。

それから議会会議録は、これは全文テープ起こしを業者委託行っておりますので、これに倣う。両町とも同じでございます。

それから公印の関係ですが、西伯町の例によると。会見町の場合、副委員長関係の印鑑が別でございますが、この副委員長関係の分は余り使ったためしがないというようなことで、常任委員会、特別委員会、副委員長関係の印は省略しよう。ただし、両町にもありませんけど、最近、会見町はつくりましたが、議運委員長の印がございませんので、議運委員長の印を追加をするということで考えております。

それから議場議席については、これは合併時に調整していただくと、いうことでやっていただくということでございます。

あと監査委員の報酬等は同じでございますので、両町の制度。それから議会職員定数も合併時に調整させていただくということでよろしく申し上げます。

三嶋副会長 今、議会事務局の取り扱いについて説明をいたしました。何か質問等がございましたら。

どうぞ。

福田委員 提案事項でございますので、若干の質問しておきたいと思いますが、まず最初、27ページのところでございまして、現況が示されておりますが、この現況が恐らく

選挙前の資料であろうというぐあいには認識をいたします。

それで、それぞれお尋ねしておきたいのは、まず、費用弁償の中でございますが、航空賃のところ、西伯町は実費、それから会見町さんの方では一般職員の例ということになっておるんですが、この一般の例における実費保障する場合と、一般職員の例がどの程度の状況かというのがまず一つお尋ねをしておきたいと思います。ただ西伯町の場合、実費ということになっておりまして、実際運用上、業者との、団体でいわゆる航空券等をとる場合に、むしろ航空券の方が安く入手できる、いわゆるJRの優等列車等から考えてみますと、というようなこともあるので、そこら辺の運用上どういうことに現況がなっておるかということをお尋ねをしておきたいと思います。

それから第2点でございますけども、宿泊料から食卓の関係が記載されておりまして、ここも若干両町で内容が違っておるわけでございます。したがって、公務出張ということになって、それぞれが運用をなされておるとは思いますけども、議会として、私が知るところでは大体特別旅費の中で全議員が年1回、あるいは委員会でされても1回、その他役職による出張というのが特にあれば、そういう状況だろうというぐあいに思うところでございます。要はここで金額の統一ということで課題になっておるんですし、一方では会見町の例ということになっておりますが、昨今は非常に物価等高騰しておる中で、この会見町さんといわゆる西伯町の数字がこのように違うということ、それから食卓料を出さない、1泊2日になった場合はすべてこの中に夕食等も包含をされるという運用上がなされておるかどうかですね。

それともう一つは、宿泊場所においても、レベルが非常に、何と申しまししょうか、低いとか高いとかいう表現で申しますと、どのレベルを使って基準に当てはめていくかということになるわけでございますが、そこらについてどのように、きょう、会見町の局長さん御出席でございますんで、実際の運用上どのようになさっておるかということをお尋ねを、もう少しわかるように御説明いただきたいなというように思っております。

それから特別委員会の、また新町において調整するというところでございますが、28ページの特別委員会のところでございます。特に現況の中で、西伯町は3つの特別委員会を今回も設けてきたわけでございます。ただ、違うのは病院調査、6月定例議会で補正を初めスタートをしていくわけございまして、西伯町議会といたしましては今後、全議員で特別委員会を設置をしてやっていこうと、こういうことを決めたところでございまして、せつかくの資料でございますから、できればこの会で16に訂正をしておいていただいた

方がよりわかるんじゃないかなという気がいたしております。

以上の点、若干質問させていただきたいと思います。以上でございます。

武田専門部会長 会見町の場合も航空運賃については実費を行っております。ここではちょっと一般職員の例によると……。

福田委員 いや、実費ならそれだけで結構です。あとのことはいいですけど。それだけがちょっとどうかと思ったもんですから。

武田専門部会長 金額いろいろ、飛行機代というようなものまちまちでございますので。

福田委員 実費ということで確認させていただきますね。

武田専門部会長 実費でございます。

食卓料については両方とも支給してませんので、運用的に会見町の場合やっておりますので、これは支給しないということで、両町も同じでございますので、考えでございます。

福田委員 その下は、支給しないは共通しておりますがよくわかるんですが、支給しない反面、宿泊料の中に、先ほどもちょっとあるように1泊2食というのが原則の宿泊料ということになってる場合と、いわゆる通常、ホテルなんかはほとんど素泊まりを原則的になっているんですね、特に。そこら辺をどういう様子でおられるかということです。要はこれだけ、例えば会見町さんの場合……。

武田専門部会長 今の会見町の実態は食卓にかかわるときは県内泊か、結局。

桐林合併推進室次長 失礼いたします。ちょっと質問の方、かわりましてお答えさせていただきます。通常、宿泊料と書いておるものの中には、これは1泊2食というものを基準にした額で支給するというようになっておりますので、通常はこちらの方に入っております。この額が適用されない場合のみ食卓料を追加して、追加できん場合に支給するというのが例でございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

福田委員 追加という形で支給。

桐林合併推進室次長 通常は入っておりますけども、ということでございます。1万9000円とか1万3,100円の中に含まれておるといふ御理解をいただきたいと思います。

この基準がどこにあるのかということなんですけども、ちょっとこれがそれぞれの町で違うのが、いわゆる国の方では甲乙丙という、大都市地域、都市地域、その他の地域という3区分を適用しております、通常これの3段階の中のいずれかを適用しとるわけでございます。この数字を見ますと、西伯町の方が、いわゆる真ん中の辺の乙のところではないかと思っております。それから会見町の方もちょっと安いんで別の規定になつとるか

もしもかもしれませんが、恐らく一番低い、甲乙丙の3番目のランクの部分ではないかというふうに理解しております。これは規定上はそれを明記しておりませんので、そういう考え方に従ってその部分の数字を採用したということになっておるんだというふうに理解しております。以上でございます。よろしく申し上げます。

三鴨副会長 もうちょっと中身をしっかり確かめまして、次の会に回答させていただきますんで、ちょっとこの場で細かく、局長も……（「ええです。よろしいです」と呼ぶ者あり）

どうぞ。

森岡委員 先ほど福田委員の方からありました病院調査の特別委員、確かにこれを調整いただいたときには定員についてございました。8日の日に新しく病院調査の特別委員会を設置をし直しをして、議員全員という形でしておりますんで、今後の資料についてはそういうふうに御訂正、提出いただくよう、この場で申し上げておきたいというふうに思います。

それから、これもお願いですが、さっきの費用弁償の関係ですね、実はこれから提出議案の協議の議題として正式なもので提出をいただくことになるわけですが、これは事前確認で。実は西伯町の場合も費用弁償の中には、通常、会議の出席だとか、あるいは地区内での、地区内というか、会議の出席や研修会等々、費用弁償を全額カットしておりますんで、その点を配慮をした資料にしておいていただきたいということ。

それから、先ほどの宿泊料の差異については、実は御案内のとおり議員は特別職の非常勤公務員と、こういう位置づけがなされております。したがって、西伯町が使用しておるこの宿泊料等々については、町の特別職の額がそのまま使われておりますことを申し添えておきたいというふうに思います。多分今、丙の適用という、事務局からのお話ございましたけれども、職員支給額がそれに当たっているんだらうと。特別職の額を西伯町の場合には使用しておりますんで、町長と同じ金額になっておるんだという、こういうふうに御理解をいただいた方がよろしいんじゃないかなというふうに思います。これいろいろ今後、調整の中で議論していく。

三鴨副会長 会見町の場合は、これ平成9年度に職員と特別職、同じ額に下げたはずで

す。

森岡委員 そういうふうにカットしておられますか。

三鴨副会長 カットしたということですか。全体を財政、今日の厳しい情勢を先取りする

ような格好で、管理職も特別職も犠牲を払って職員並みに引き下げやったということであり、これがいいかどうか、今後議論していく部分になるかと思います。

じゃあ説明はこれで終わらせていただきます。

次、じゃあ2番目の地籍調査事務の取り扱いについて、お願いします。

松原地籍調査室長 失礼いたします。西伯町地籍調査室室長、松原でございます。こちらの方は、どうぞ。

岩田地籍調査室長 岩田です。よろしくをお願いします。

松原地籍調査室長 両町を代表しまして私の方がここにあります提案書の説明を、概略申し上げたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

まず、申すまではないと存じますが、地籍調査事業とは一体どんなものだろうかと、ちょっと概略を触れさせていただきたいと思いますが、時間をいただきます。

まず、地籍調査といえますのは、1筆ごとの土地に関する記録でございます。我が国における土地に関する記録の約半分は明治時代の地租改正によってつくられた地図、すなわち公図にしたもので、今になってきますと土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりするために土地の実態を正確に把握することができません。というようなことからしまして、地籍調査はこんなことに役立ちますよということでございますが、まず公共事業の円滑化に役立ちますよ。それぞれ計画、設計、用地買収等、完成後もまた維持管理の各円滑な実行、土地改良、区画整理等事業も円滑に進むではないかということでございます。

それからまた、災害の起きた場合の、急にすぐもとの位置を確認できるということも可能ではないだろうか。それから土地取引の円滑化に役立ちますよと。正確な土地の状況が登記簿に反映されまして、登記制度の信頼性が向上するところに安心して土地取引ができるんじゃないかと。それから町づくりへ役立ちますよと。いい公園をつくったり、それから市町村の整備計画、まちづくりプラン、区画整備計画等を閲覧する際に地籍調査の成果を基礎データとして利用することができます。それからまた、土地に係るトラブルの未然防止に役立ちます。境界が不明確でありますと、住民間や官民間における境界紛争など、さまざまなトラブルが発生しがちでございます。それからまた課税の適正化に役立ちますよというようなことが上げられております。概略的でございますけども、以上終わらせていただきまして、次、提案書の説明させていただきます。

まず、お手元の資料、30ページをお開きいただきたいと思います。2町の施策の調

整方針につきましてでございます。

まず、町地籍調査推進協議会なるものから御説明を申し上げます。これは委員さんが、西伯町の場合は10名以内、会見町は委員さんが8名以内と。構成は町議会議員さん2名、それぞれに同じ同数でございますが、農業委員1名、会見町さんは農業委員さん2名と。次、区長協議会の支部長さん6名、会見町は区長協議会2名。学識経験者は、西伯1名、会見2名でございます。これ任期は2年でございます。報酬でございますが、西伯町の場合は委員長は5,600円、委員5,400円、会見町5,200円ということございまして、これの課題としましては、委員数と報酬単価が違いますよと。これはどういうぐあいに調整するかと。新町において調整するとなっております。これは根拠法令としましては、それぞれ協議会の設置等に関する規則で定められておるところでございます。

それから次、地籍調査事業に入りますが、それぞれ概要でございますけども、西伯町は14年度末の予定としておりますけども、町全体面積83.8平方キロありまして、調査対象面積80.54平方キロメートル、既調査面積は6.82平方キロ、うち地籍調査を行ったものが6.71平方キロメートル、19条5項、0.11平方キロメートルと書いてありますけども、これは最近、土地改良等行われたところで調査する必要がないといったものでございます。

それから次、管理システム、電算の関係でございますけど、これは両備システムが平成11年度入っております。これは町民生活課で稼働中で、数値情報化データを入力しております。それから筆界ぐいの支給でございますが、これは無料。それから担当職員でございますが、平成14年度末までは正職2名でしたけども、4月から3名になっております。

それから、会見町の方を御説明させていただきます。概要、平成14年度末ですが、町全体面積が30.95平方キロメートル、調査対象面積30.77平方キロメートル、既調査面積が3.91平方キロ、うち地籍調査行ったものは3.79平方キロメートルです。

管理システムでございますが、これ国土情報開発システム、平成12年度からリースで行っております。これは地籍調査室で稼働しております。これも数値情報化データ入力中でございます。それから筆界ぐいの支給でございますが、無料となっておりますけども、また個人負担の場合も扱っておるということでございます。職員は正職2名ということでございます。

これの課題、調整方針でございますが、課題につきましては、新規調査区域につきましてでございますが、新町において調整する、それから一筆地調査の外注化でございますが、

新町において調整する。それからコンピューターシステムですが、それぞれ違うものから、どうしたらいいんだろかということがございまして、新町の電算システムに統合すると。それから境界杭の支給でございますが、一部負担の取り扱いでございますが、それぞれ両町の取り扱いを継続する。

それから次、地籍調査推進委員でございますが、それぞれ両町から、調査区域から選出しております。それで任期でございますが、調査地区完了までお世話になっておるところでございます。報酬は6,320円、同じでございます。調整方針は、両町の取り扱いを継続する。

次、移りまして、31ページでございますが、確認事項といたしまして、西伯町は調査区域の選定、時期といたしまして、翌年度計画を9月中に決定。基本方針としましては、町の北側から南側へ順次進行いたします。次、会見町ですが、時期は翌年度計画を9月中に決定、基本方針は町の北東側から時計回りに順次進行いたします。

それから課題でございますが、選定方針の相違の取り扱いをどうするかということでございますが、調整方針としましては、新町においても従来の両町の取り扱いを継続するところでございます。

以上、概要説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

三鴨副会長 ありがとうございます。

この地籍調査は大変行政としては重要な部分ではないかなと。個人あるいは公共の財産をきちんと境界杭をして確認して管理していくと。都市計画あるいは土地利用計画、いろんな面で活用できるわけで、重要な部分だろうと思います。今説明がありましたように、この調整の中身について何か質問がございましたら。

どうぞ。

岡田委員 ちょっとそれ以外の質問でございますが、認識不足でございますので教えてほしいんですが、調査業務終了年度というのはいつでございますか。これはなんか、目標のようなものとかですねありますか。

松原地籍調査室長 全体をでございますか。

岡田委員 はい。

松原地籍調査室長 いつになったら終わるかという御質問でございますが、そうしますと県全体のちょっとお話を……。

岡田委員 いや、大体大まかなところがわかればええです。もう五、六年ぐらいもか

かるとかなんとか。

松原地籍調査室長 一番ははっきり言いますと、実は困るものですが、私の個人的な考えですと、今までやった事業を人数で単純に割って出しますと、西伯町の場合、14年度末は2人だったですけども、フルにベテランが稼働したとしまして、3人で稼働したとしまして換算しますと70何年かはおかかると思います。計算上そういうぐあいになります。参考までに聞いたはずだがということで。それが何も問題なくもうフルスピードでやった場合ですよ。ちなみに1区域の事業が調査から終わるまで3年は最短でかかりますので、そのところ理解いただきたいと思います。

岡田委員 大変息の長い仕事だということがよくわかりました。

岩田地籍調査室長 今のは西伯町ですが、会見町の場合も同じようなことでありまして、順調にいった平成60年くらいまではかかる予定になっております。先ほどの話であります、最短は3年でありまして、一つ問題が起きますと4年、5年と、こう順次延びていくというような結果に今のところなっております。

三鴨副会長 どうぞ。

森岡委員 1点だけこの調整方針について確認をさせていただきたいと思います。

これからの推進の関係なんですけども、両町の取り扱いを継続すると、こういう方針であるとすれば、現在の体制を一緒になって両方ともずうっと進めていくというふうな受けとめてよろしいですな。一緒になったために片方だけの仕事が進むんじゃなくて、両町がずうっと今のまんまで進めていくんだよと、こういう考え方ですね、ちょっと確認だけしておきます。

松原地籍調査室長 わかりました。現在、両町が行っている事業、入っております方向、これはそのとおり引き続いて行っていくと。さらに、スピードアップするにはどうした方がいいかということにつきましては、新町において協議していく。山とか平地等もいろいろありますので、そういったフットワークの問題等、人員体制等もありますので、そういったことは新町においてと、従来やってることは引き続いて方針はやっていくというところで御確認いただきたいと思います。

森岡委員 はい、わかりました。

三鴨副会長 そのほかにございませんか。

じゃあ次、急ぐようですけど、3番目の新町の名称の決定方法について説明をお願いします。

桐林合併推進室次長 そうしますと、新町の名称の決定の方法につきまして御提案の説明いたしたいと思います。資料は32ページでございます。

今までにこの名称につきましては年内に決めていただくということで方針を御確認いただいているところでございますけれども、その具体的な手法につきましては、応募状況を見て改めて検討いたしましょうということで御確認をいただいております。

その具体的な方法でございますけれども、やはり一挙に決めるということはなかなか難しい面がございますので、何回かに分けて候補を絞っていくという方法ではいかがかなということでございます。

まず、第1次選定ということで、次回の協議会でございますけれども、おおむね40ぐらいということで絞っていただいております。この40という数字につきましては、実際に公募数を確定してからじゃないと、これ考え方自体も最終決定ができないと思いますので、これは大いに御議論いただいた上で絞り込みの方法も決定していただくという前提でお話しさせていただきますけれども、今、ちょっと報告と後先になって恐縮なんですけど、36ページをちょっとごらんいただきたいと思います。36ページの方は、これは5月の9日時点で一度中間集計をした応募状況でございます。このときで226種類の名称が御提案いただいております。これから少しふえることを考えまして、5分の1から6分の1ぐらいに絞り込んでいくということでどうかなという意味でおおむね40ということでございます。時期といたしましては、先ほど申しましたように次回の6月5日の協議会ということでございます。

選定方法でございますけれども、まず募集いたしましたときの基準に合わないものは、これはもう機械的に除外するというので、まず外すということで考えております。それから応募人数の多いもの上位20位まで、この上位20位までというのも、応募状況を見ていただいてまた変えていただければよろしいかとは思いますが、おおむね3名、4名を超えるような応募があったものについては、やはり一通りの候補として、第1次選考としては残すべきではないかという考えでございます。

ウでございますけれども、イで選定したものを除くものの中から、各委員さん、ただし県職員の委員につきましては、これはちょっとこの決定からは外れていただくということを考えておりますので、このイを除いてそのほかの16名の委員さんで3つずつ候補として出していただくと。これは候補は重複することがあるかと思いますが、とにかく出していただいたものは候補として残すということでございます。その出していただく方式

につきましては、3つの名称の候補を連記していただいて、無記名で行っていただくということを考えております。

第2次選定でございますけども、これは6月に選んだものを両町民の方に少し見ただいて、ある程度意見をいただいた上で次の選考をしましょうという前提で第8回の協議会でということにしております。この段階で大体半分ぐらいに絞り込んではどうかなと、約20、おおむね20に絞り込んではどうかなということでございます。

選定方法といたしましては、各委員さんがいろいろな方法でそれぞれ御意見等お聞きになったもの、そういう内容を御報告いただく。それから事務局からも事務局の方に寄せられております意見を皆さんにお示しする。その上で各議員さんにおきまして2つの候補を連記していただいて、無記名で投票を行って、上位20位ぐらいまでを候補として選定するというところでございます。16名の委員さんでございますので、候補数が足りない場合がありますので、そのときはさらに単記方式・無記名で投票という形で行っていただくというところでございます。

それから、第3次の選定でございますけども、この段階では5つぐらいに絞り込んでどうかということでございます。時期につきましては、10月開催予定の第10回協議会ということでございます。第2次選定で残りました約20の候補につきまして、両町民を対象といたしますアンケートを実施するというところで、これがいい、これが悪いというようなこと、意見をいただくということでございます。これは全戸とか全員という形ではなくて、あくまでもそのアンケートに応じていただける方から意見をいただくという形ではどうかというふうに考えております。また再度、各委員さんからも意見とか意見聴取の結果を御報告いただきまして、今度は単記・無記名方式によりまして投票していただきまして、上位5位までを候補として残す。最終的に12月開催予定の協議会で、今度、投票ではなくって、最終的に話し合っていた上で御決定いただくかというふうに考えております。したがって、第2次候補から第3次候補に絞られた段階のアンケートの結果を一応参考として、それからこれはちょっとどうかわからないんですけども、例えば漢字の名前になるとすれば漢字についてお詳しい方から意見を聞くというようなことも含めまして、さまざまな意見聴取の方法があると思いますけども、そういう情報を総合して決定していただくと、協議で決定していただいてはどうかというふうに考えております。

決定に当たりましての留意事項を2点掲げております。1点が応募者の氏名等の非公開でございます。応募いただいた方のいわゆる個人情報につきましては、名称との関係で、

この名称の書き方、あと読み方以外の要素は一切考慮から外して、書き方、読み方のみで客観的に判断していただく方がよいのじゃないかということで、応募者に関する個人情報 は決定まで一切公開しないということにしてはどうかということでございます。

それから審議等を非公開とできること及びその手続の確認ということでございますけども、これは合併協議会の運営規定2条ただし書きで2分の1を超える場合が非公開とすることができるという規定がございますので、特にこの規定を排除するものではないと。通常の協議会と同じように、もし非公開にした方がいいという御要望があれば非公開とすることも差し支えないということを確認いただくということでございます。新たに規定等を設けるという趣旨ではございません。

それから、名称の候補に対する意見聴取等ということで、各委員さんにおかれましては、住民の方の意見をお聞きいただくとともに、その結果を協議会の方に御報告いただく労をおとりいただけたらなと思っております。

それから、事務局といたしましても、いろんな広報等を通じまして町民の方の意見を収集するというを生かしたいと思っております。その結果につきましては、協議会において逐次報告させていただくということにさせていただきたいと思えます。

冒頭申しますので、数とあと候補の決定方法につきましては、これは事務局で提案しておりましたから、これがもう絶対いいというわけではないという認識のもとに進んでおりますので、そういう意図も含みまして次回、御議論いただければというふうに考えております。よろしくお願いたします。

三鴨副会長 事務局の方から今、新町の名称の候補の絞り込みを、3段階方式、最終的には4つ、4回目に決めるという説明があったわけですが、何かここら辺について。

どうぞ、秦委員。

秦委員 この選定方法についてはいいですけれども、あとこの数ですね、応募者数の現況が出ておるわけですけども、この現況で応募締め切りが5月の末ですわね。そういうことで追い込み的に、忘れておるとかいろいろな面があると思えますので、再度これは重要なことだと思えますので、決めると、新しい名前がずっと決まってくるわけですから、残っていく面ですので、何らかの方法をお考えいただいて、できるだけ多くの方に応募していただくということをお願いしておいた上での選定にしてもらいたいわけですね。法勝寺中学校関係じゃ、生徒等が208名この中にあるわけですが、そういうことから見ますと非常に生徒以外の一般的な人については少ないんじゃないかなという考えがするものですか

ら、ただ数が多いのがいいとか悪いとかという意味じゃなくて、なるべくそういう面で一般の方にもどしどし出していただく、そういう関心を持っていただくということが、この合併を成功させるかということにつながるのではないかなという考えから、できるだけ広報的な面を通じながら募集をする、このあたりの段階を重要に取り扱っていただきたいなという考えでございます。

三鴨副会長 ありがとうございます。

私も大変気にしております、この間も管理職会議でそこら辺の徹底を促したところで、いい方法があればまた提言を。

どうぞ。

梅原委員 (3)の第3次選定でございますが、5に絞るという段階ですが、さっきの説明では両町民を対象にアンケートをとる。大変これはいいことだろうと思いますが、ただ、そのアンケートに対して、アンケートをしていただける人という説明がございましたが、町民の、していただける方というのを具体的にどういう方法でやられるのか、ちょっと教えてください。

三鴨副会長 どうぞ、事務局。

桐林合併推進室次長 今考えておりますのは、協議会の会報であります「きずな」の方に応募用紙をまず全戸配布という形で配っておりますので、その中に応募用紙を刷り込むという形、あるいは折り込むという形でお手元にお届けする。そのほか今までやっておりましたまちづくり委員会とか名称の募集と同じように、ホームページを通じても御応募いただけるようにするという。それと用紙につきましては、また今までと同じように随時お配りできる、これは期間が限られますけども、随時協議会だよりの号外の裏面とかいうような形で活用させていただきましてお届けすると。これは強制的に募集するものではなくて、あくまでも意見をいただける方ということで考えておりますので、呼びかけという段階にとどめざるを得ないのではないかというふうに考えております。そういう形で、従来の募集と同じような形でアンケートの方も呼びかけをしていきたいというふうに思っております。

三鴨副会長 よろしいですか。

梅原委員 わかりました。

三鴨副会長 どうぞ。

宇田川委員 32ページのイの応募人数の多い、上位20位まで候補として選定すると。

数の力で名前を決めていくというふうにも、何か物すごくいい名前を例えばどこかの中学校の子供が考えたのに、一つほかなかったけんこれは捨ててしまうという物の考え方というのは何か残念なような気がするんですけど、数の力で町名を左右するというのは私は適当でないというふうに考えますけども。

桐林合併推進室次長 お答えいたします。まず、数の多いものにつきましては、やはりそれなりの意義を持つということで、これは選定の候補から外すことはできないだろうという考えでございます。それ以外で適当ないい名前があるというものにつきましては、ウの方でございますけども、各委員の皆様から、単純な数だけじゃない内容的にすぐれたものがあるよということにつきましては、改めて委員さんの方から御推薦いただくと。投票という形じゃなくて第1次でございますので、推薦いただくという形で候補として残していただいてはどうかというふうに考えております。また、この段階で応募者非公開で出していきますので、もし委員さんにおかれまして、この名前がいいというのを応募されておりましたら、それを引き続き推薦していただければよろしいんじゃないでしょうかというふうに考えております。ということでございますので、よろしく願いいたします。

三鴨副会長 よろしいですか。

宇田川委員 はい。

三鴨副会長 どうぞ。

福田委員 33ページの3の留意事項の(2)の問題ですが、余りこれ強制をするものはないという提案ですから、あえて質問までせでもいいかなとは思いますが、町名と個人名がついて回るならば差しさわりがありますけども、あくまでも提案者の氏名は最初からもう公開しないと。ですから、実際にはそれ以外に何か支障があることがあってこういうことになってますか、提案が。

三鴨副会長 どうぞ。

桐林合併推進室次長 お答えいたします。特段他意はございません。やはりだれだれが応募したものが残ってるというようなことは、多少なりとも審議に影響するということがありましたら、ちょっと本来の審議といえますか、決定の趣旨と違う場合もあろうかと思っておりますので、それ以外の目的は特にございません。例を挙げて恐縮ですが、例えばA委員さんが出されたものが途中で落ちましたというようなことあるとどうかなということ、あるいは例えばB委員さんが出されたものだから最後まで残そうというようなこと、そういうことがないとも限りませんし、マイナスの方ではそういう面もあろうかと思っております。

一般的にこの名称の決定においては、名称と、書き方と呼び方だけで決定していただい
てはどうかということで、そのほかの考慮が働いてないよということを町民の方にもお示
しする上でもこういう方法がよいのではないかという趣旨でございます。

三鴨副会長 どうぞ。

福田委員 そうしますと、先ほど全く提案氏名は最初から出ないもんですから、例えば
ここの17名の委員も全く何もわからないですよ、提案された名前以外は。ただ知るの
は、対策室の職員さんがどうやって数字を振り分けして、そういう情報、データがどのよ
うになっていくかという方がむしろ私は心配じゃないかなという気がせんでもないですよ
ね。その辺の管理をどのようにしていくかということは今後の課題だないかなと思ってお
ります。以上、これは別に答弁要りません。

三鴨副会長 ありがとうございます。

また内部で、基本的にはこの方針でよろしゅうございますかいね。(「はい」と呼ぶ者あ
り)

じゃあ提案事項は以上で終わりました、次、坂本会長が見えましたので、ここでパトン
タッチをしたいと思います。

〔坂本会長 参加〕

坂本会長 そういたしますと、冒頭で三鴨町長さんの方からごあいさつがあったと思い
ますので、私の方で協議事項の方は説明させていただきたいと思います。

きょうは災害査定が入りまして、遅刻をいたしまして申しわけございませんでした。

協議事項、早速入ります。(1)番、平成14年度合併協議会予算の専決についてを議題
といたします。

事務局から説明をお願いします。

岡田室長補佐 合併推進室の岡田と申します。専決関係について御説明させていただきます。

議案第1号として、2ページでございますけれど、平成14年度西伯町・会見町合併協
議会補正予算の専決について。平成14年度西伯町・会見町合併協議会の補正予算を西伯
町・会見町合併協議会規約第17条の規定に基づき西伯町の例により別添のとおり専決し
たので、報告して承認を求めると。ということで、今日付で報告ということにしております。
4ページから具体的な補正予算の中身が書いてありますので、見ていただいたらいいと思
います。

4ページでございますけれど、第1条としまして、補正予算歳入歳出それぞれ539万2,000円を減額し、それぞれ360万9,000円とするということで、もとの予算の半分以下に減額しております。

それで中身でございますけれど、負担金の方が900万ありましたものを539万2,000円減額して360万8,000円にしております。歳出の方は、運営費、事業費、予備費それぞれ減額しております。

それで減額しました内容なんですけれど、具体的には補正予算の中身でございますが、これは9ページから具体的な中身が入っておりますので見ていただければと思います。主なものとしましては、減額の内容ですけれど、会議費のところでございますが、9ページの歳出の方なんですけれど、小委員会を初め協議会で設けるようにしておりましたけれど、協議会の方で小委員会を設けなくても全体の会でやるということで、小委員会をやりませんでしたので、その関係の減額。それから旅費の関係では、県外視察を初め予定しておりましたけれど、実際には県内視察ということで、宿泊費等を使いませんでしたので、その減額。それから運営費の方で主なものは10ページの負担金でございます。これは臨時職員さんの賃金、それから県から派遣された職員給与の負担金、職員の時間外手当等なんですけれど、当初予算組んだ段階で、当初、支払いができないといけないということで多目に組んでおりましたもので、その減額が主なものになっております。それとあと、その上のリース料というところで、車のリースを予定しておりましたけれど、実際上は車は会見町役場の車を使って、協議会としては車のリースをしておりませんので、その減額をしております。それから事業推進費の方なんですけれど、前にも説明させていただきましたが、合併支援委託費ということで初め組んでおりましたけれど、これは合併事務を外注するというで組んでおりましたけれど、これは実際上は外注はしませんでしたので、その減額ということで、結果的にはそういうことでの減額で、当初予算が900万2,000円だったのが539万2,000円の減額としたという格好になっております。

続いて、決算書の説明もさせていただいたらと思いますが……。

坂本会長 済みません、一つ一つ提案するというのを考えましたけれども、関連がございますので、2番の平成14年度合併協議会決算についても一括して御説明をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますかいね。そういうことで説明させていただきます。

岡田室長補佐 初めに、一枚物で14ページを配っておりますけれど、ちょっと計算の数字が間違っておりましたので、こちらの分に差しかえさせていただきたいと思います。それと14ページのところで、差しかえた部分なんですけど、歳出の下の一番下の合計のところは歳入合計になっておりますけれど、これは間違いでして歳出合計ですので、済みませんけど訂正してやっていただきますようお願いいたします。14ページの歳出とあって、運営費、事業費、予備費とあって、その下に歳入合計と書いてありますけど、これ歳出合計の誤りでございますので、申しわけございません、訂正させていただきます。

では、説明をさせていただきます。13ページですけれど、歳入に関しましてですけれど、これは歳入は負担金と諸収入ということで、先ほど負担金は会見町、西伯町それぞれ両町で半額ずつ、半分ずつ負担していただくということで、調定も歳入合計も360万2,498円ということで、実際的には西伯町、会見町、両町から180万1,249円ずつ負担金で上げております。それから諸収入の預金利子ということなんですけれど、これは利息で2円つきまして、2円ということで載せております。歳入は以上です。

歳出につきましては、訂正した分なんですけれど、先ほど言いましたようにそれぞれ実際に使った額を計上しております。総額では、予算額は360万9,000円ですけど、支出済み額は360万2,500円ということで、6,500円の不用額ということになっております。

それで、その中身が15ページから16ページということで出ております。歳入の方は先ほど言いましたとおりです。歳出の16ページ見ていただきますと、当初予算額、補正予算額、計ということで現在の予算額ということで、それぞれに使った額が計上してあります。支払い済み額、実際に使った額ということで、不用額は6,500円出ております。

中身につきましては、先ほど主なものにつきましては説明をさせていただきましたので省かせていただきたいなと思いますが、こういうことで、決算額としましては360万2,500円というのが14年度の西伯町・会見町の合併協議会の決算額ということになります。以上です。

坂本会長 ありがとうございます。

この決算につきましては、監査委員さんに監査をしていただいておりますので、監査報告をここでお願いしたいと思います。

北尾監査委員 失礼します。監査委員の北尾でございます。平成14年度の決算監査をさせていただきます。

18ページに内容を載せておりますが、西伯町・会見町合併協議会の財務規程第8条に基づきまして監査を行いました。平成15年5月6日に、会見町の監査委員であります赤井さんと2人で、平成14年度西伯町・会見町合併協議会の歳入歳出決算、証書類及び附属資料について審査を行いました。審査の結果は、歳入歳出の決算は計数に誤りはなく、証憑書類と合致しており、予算は適正に執行されていることを認めました。

以上、終わります。

坂本会長 ありがとうございます。

そういたしますと、議案第1号並びに議案第2号について、一括して御質疑や御意見を受けたいと思います。御質疑や御意見ございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、原案承認ということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、議案第1号、平成14年度合併協議会予算の専決について、議案第2号、平成14年度合併協議会決算については、原案どおり承認をされました。

ここで若干休憩をとりたいというように思います。3時まで休憩をこの間にとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔午後2時46分 休憩〕

〔午後3時 再開〕

坂本会長 そういたしますと、再開いたしたいと思います。

協議事項3番の新町の事務所の位置について、これを議題といたしたいと思います。

この案件につきましては、以前から議論をいろいろ重ねてきて、継続で行っているものでございますが、一応7月ごろをめどに決定をしようということに進んで、継続案件でございます。その後いろいろ御検討をしていただいたというように思いますし、きょうまたこのような議題をもって御提案をいたしております。

事務局から説明をお願いをしたいと思います。

桐林合併推進室次長 そういたしますと、資料の方、19ページからでございますけども、新町の事務所の位置についてということで、位置の決定に当たっては新庁舎を建設する、現有庁舎を活用することとするということで、この両論を基本に議論を進めていただきたいということでございまして、3月4日までの時点で、1つ進んでいただきまして、21ページのところでございますけども、先ほど会長からの御確認もございましたけれど

も、位置決定の時期を7月までにすることと、あと2番、3番目につきましては、観点と考慮すべき要素ということで御確認をいただいたところでございます。その際、新庁舎を建てた場合、当然建設経費はそれなりの推計ができるだろうけども、いわゆる庁舎管理費の方も考慮に値するのではないかとということで、事務局の方で検討せよということで宿題をいただいております。

その内容につきましては、20ページの総括表的な形で庁舎管理費の推計をいたしております。この推計のもととなる基準の数値等でございますけども、岩美町役場の方の総務課の方から御協力をいただきまして、現実の庁舎管理費等の決算額をいただきまして、それをもとに推計をいたしたところでございます。おおむね年間1,850万円の管理費になるのではないかとというふうに推定しております。

その内訳でございますけども、まず、1番のところの賃借料でございますけども、これは現在、西伯町の方、借地があるということでございますけども、一応新町の建設に当たりましては全用地買収を想定して考えておりますので、これは生じないというふうに考えております。それから光熱水費でございますけども、これは岩美町の額、2番のところでは経費の実績というところがございまして、水道料金、電気代等すべて平成13年度の決算額を集計いたしますと818万何がしの額に上ると。この額を岩美町より少し大きな建物になるのではないかと推定をしております、その面積で修正しましたところ924万5,000円という数字をはじいております。それからそのほかの部分は、これほとんど業務委託が必要な部分でございますけども、清掃につきましては、大体、西伯町が今やっという方式と面積を考えて2倍ぐらいでどうかと。それからもろもろの電気、ガス、水道等保守点検が、同じ考え方の建物を建てるとしたということで、岩美町の額を、大体同じぐらいの額でいいのではないかとしております。それから汚水処理関係ですけども、これにつきましては西伯町の場合、現在の建物だとして、水道使用料が大体32万9,000円、33万円程度の計算になります。これで会見町だと29万2,000円なんですけども、この額のうち高い方を採用しております。それから建物の形態がどうなるか、これも一応仮定ということで出すしかないんですけども、3階建てになりますと移動に御不便を感じておられる方等を考えますと、やはりこれからはエレベーターも必要であろうということを想定いたしまして、その点検料等が100万強ということでございます。これら要素を全部ひくくめまして、おおむね1,850万という、ちょっと粗い推定になるかもしれませんが、はじいてみております。

確認ということになりますけども、現庁舎の経費の実績ということで出しております。これはいずれも平成13年度の決算額ということになります。先ほど申しましたような要素をすべて集計いたしまして、西伯町では1,000万ちょい、1,074万と、それから会見町では885万ちょいというようなことでございまして、合計で1,959万、ほぼ1,960万円ぐらいということになっております。大まかな比較ということになりますと、現在よりも年間100万程度は節約が可能かなというようなことになろうかと思っております。ちょっと蛇足ながら、西伯町、会見町、両町とも12年度、13年度あたりの決算をとって見たんですが、西伯町の方につきましてはISO14001を導入された段階でかなり庁舎管理費が減っているというようなこともありますので、もし仮にですけども、会見町の方もそういう形で環境に配慮するような形で節電等ができれば、これより多少は減るだろうという推計も成り立つものですから、実際にはそれほど有意の差というのは出てこないんじゃないかというのが事務的な検討の結論でございます。

このような前提で、まず新庁舎か現有庁舎かという、どちらの方に重きを置いて考えるかということで御検討いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

坂本会長 ありがとうございます。

今説明を受けたわけですけども、皆様方の方で御質疑はございませんでしょうか。

宇田川委員。

宇田川委員 この賃借料の面積がわかれば。わからなかったらいい。

桐林推進室次長 済みません、ちょっと手元に持ち合わせがございません。

坂本会長 じゃあ、後でまたお願いします。

ほかにございませんか。

西伯町の場合は、先ほどISOのお話しいただきましたけれども、ISOの14001の取得をしまして、それを維持管理しておりますが、光熱水費などにつきましては相当数縮減いたしております。それからここに経費の実績の中で污水处理関係で304万という大きな数字が載っておりますけども、公共下水道が完成しましたので、この7月からは大幅にこれが縮減できるのではないかというように見込んでおります。

よろしいですか。

〔質疑なし〕

坂本会長 特に御質疑がないわけですけども、このように比較をしてみますと、新庁舎における経費1,850万円程度推定できるわけでありまして、現庁舎におきましては

両町の庁舎を合わせましても大体それ以下でおさまるのではないかという見込みがたつわけでございますけれども、そういうことを踏まえて新庁舎を建設した方がいいのか、あるいは現有庁舎を活用した方がいいのかという、このことについて皆様方できょうは決定をしていただきたいなというように思うわけです。位置につきましては、もう少しいろいろ考えて協議すべきではないかと思っておりますけれども、一応庁舎の活用について、いずれがよいのかということでお諮りしたいと思っておりますが、一気に話させていただいていいですかいね。ここまで事務局に詰めていただけてきていて、いつまでも決めんというのもおかしいのではないかというふうに思うわけですが、どうでしょうか、また別な日でもいいですか、次回でも……。

宇田川委員 このたびの選挙で議会の議員の中、皆さんの構成も変わっておりますし、この合併のことに関しての、会見町でも、表現が悪いかもしれませんが、いろいろありまして、やっぱり相談は皆さんに一回、全協なりの場で相談をさせていただきたいなというふうに思いますので、申しわけありませんが。

坂本会長 わかりました。

福田委員 私も3月4日の段階で提案されて、たまたま私は傍聴という立場で1回から4回、流れはある程度は認識をしておるつもりでございます。したがって、この参考文書も含めまして、基本的には建てるのか利用するのか、これが基本になっておるわけですが、それから2番目はこの観点、それから3番目が先ほどありました要素を総合的検討ということもありまして、どのように最終的には、この2番、3番も含めて理解ができるか、こういうことを腹決めをせないけんあというぐあいに思っております。

ここで先走ったようなことを言ってもいけませんけれども、私は2番目の文章にこだわることはございませんけど、実際住民サービスを低下をさせないということは、本当はこれが一番望ましいんですが、いずれにしても、現有庁舎を使うということになると、どこかにひずみが出てくることはもう間違いないだろうというぐあいに思いますし、それから業務効率を低下させん、これは当然のことですが、むしろどうすれば高まっていくかというような方法論というんですか、そういうようなこともひとつ参考等にして議論をしていきたらいいなあというぐあいには実は考えておるところでございます。

もう一つ、私は最近、関心持つというか、皆さんどのようにお考えになってるのかなという中に、総務省がいわゆる旧町村単位に自治組織云々の言葉が出てまいり出いたですね。それらはマスコミを通じてはわかるんですけど、実際にどげなことを具体的に総務省は下

におろそうとしておるのか、これがちょっとわかりませんので、現段階でそういうものを参考議論にできるのかどうか、これは事務局の方で調べていただければわかるかと思えますんで、できれば一応目標が7月ということになっておりますんで、若干そうした議論の時間を与えていただければなというぐあいに思っております。以上であります。

坂本会長 というような御意見が出ておりますので、これはあんまり焦らんでも、7月までということは当初から決定になっておりますので、もう少し時間を置いて決定をしたいというように取り計らいたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。よろしゅうございますね。(「はい」と呼ぶ者あり)

岡田先生。

岡田委員 希望の意見をちょっと言わせていただきたいと思うんですが、21ページの(参考)のところの3番の(3)に主要公共施設の現況等も把握した上で総合的に、逆に言えば検討するという格好になっとるわけですが、これについてはもう既に地図上に落とした資料はいただいとるわけですが。

一つ追加でお願いしたいと思っておりますのは、今その施設そのものはできてはいませんが、構想段階のものが実はあるわけですが、恐らく西伯町さんにも幾つかあるのではないかとthinkんですが、会見町の方で、私も総合関与しました文教施設の設置構想がございます。これはもう7年も前に町側に答申を提出したものでございます。35ページぐらいなものになりましたかいね。これがどういうふうになるかということは町民の皆さんも相当関心を持っておるのではなからうかというふうに思っておるわけですが。こういうものもある程度すべての委員さんに御理解をいただいた上で御検討願うことができたというふうに思うわけですが、これにはその辺がちょっとしか触れてないわけですが。設置検討委員会の答申を尊重するぐらいな程度の表現しかございませんで、中身については答申書を見ていただかんとわからないと思っております。その辺のもし資料もでき得れば次回あたりにお配り願うようなことができれば、また参考になるのではないかと思っておりますが、そういうことをやっぱりトータルした上での結論を出すということがいいんじゃないかというふうに私は思っております。以上でございます。

坂本会長 これは御意見ですね。

岡田委員 はい。希望意見でございます。

坂本会長 佐伯委員さん。

佐伯委員 新しく建てるのか、現有を活用するのかということなんですが、これちょっ

と違った観点で私は聞かせていただくということで、参考になるとかならんとか変な形になるとは思いますけども、今現在、両町の町長さん考えておられる中で、会見町、西伯町、両町ぐるっと一周見学会というようなこともあるわけですが、その中で今現在よりも新しく、こういう状況の中で例えば国道あるいは県道含めて新しく道路の施設を申請しているというような状況がありましたら、何らかの形で、あるいはそういう要望ができるのかどうかも含めて、若干の考え方をお聞かせ願えればなというふうに考えるわけですが、

坂本会長 道路の新設要望ですか。

佐伯委員 そうですね、そういうようなことがあるのでしょうか。

坂本会長 180号のバイパスぐらいですか。

佐伯委員 そうですね、平たく言えば西伯町には国道がありますし、会見町にはないわけですが、そういうバイパス的な面だとか、あるいは大きな県道をこういうぐあいつけたらもっと両町が合併するに当たって緊密度がふえるんじゃないかなとか、道路を結ぶ面において。今の状態でいけば大袋を通過していくのか、あるいは天津のあそこのあたりを通過していく、あるいは清水川を通過していくというようなことと、もう1本新しくできましたトンネル越えの道路なんか来ますけども、そういうような面で何らかの形で大きな、主要的にここを通ったら一番いいなというようなことが考えられへんかなというところで、両町の町長が考えておられる頭の中のことでいいですけども、あるかどうかということについてお尋ねします。

坂本会長 あのね、バイパスですけどね、バイパスは今年度、今あそこの吉谷団地のところ橋をかけておましてね、あれが16年度に完成をいたします。それから先の構想については、引き続きやっていただきたいということを両町挙げて要請をいたしております。その中で、できるだけ現在の会見町の方までバイパスをしっかりと延ばしてやっていただきたいということを、私も会見町長さんも要請をいたしております。ただ現段階では、非常に厳しい国の財政状況などによって、費用と効果の検証なども実際されなければいけませんし、新規の着工というのが非常に困難な状況でございます。今現在ではやるというような回答にはなっておりません。ただ、そういうことで、もう随分以前から両町長、歩調を合わせてバイパスの要請をいたしております。以上でございます。

三鴨副会長 今回の国道の部分については、180と181号線つなぐような格好での、県道の改良の構想がございます。また話す機会が、あると思いますが、議会と絶えず相談をしながら、また皆さんにも御報告をしながら、間違いのないような格好進めたいと思

ます。

佐伯委員 要は私が聞いたかったのは、大きな結びということで、こういうぐあいに合併協議会ということで一生懸命に前に前にというんですけども、何らかの結びつきというのは、道路というのが、あるいは通信も含めてなんですけども、道路というのが一番大きな行き来する、昔から道路いうものは物すごい重要な観点になっておるということになっておりますので、そういうことがこの機会、以前からあったにせよ、こういう合併においてこういう大きな道路によって結ばれるというようなことがあれば、なお一層のきずなが深まるんじゃないかなという面と、今度こういう庁舎等々の考え方も議論されるわけですから、そういうことも含めながら、一緒になっていい方向でそういうきずなが深まる状態をつくったらなという考えから、蛇足な面をあえて言わせていただきました。ありがとうございました。

坂本会長 ほかに。

どうぞ。

森岡委員 今日の中身は、新しい庁舎をつくるのか、現有庁舎を活用するのか、いずれかに決めてくれというのが事務局のサイドの考えだろうなというふうに見えるんですけども、さっきもいろいろ出ておりますように、確かに早く決めないけん、当初から7月にどっちかにしようかと、位置の問題についてはということであるんですが。私は最終的に、ちょっと言ったと思うんですけども、現有庁舎はまだ年が若いわけですから、今ここで新しい庁舎をつかって、大量な金をつぎ込むというのはもったいないなという感じがしておるのは事実であります。ただ、その場合に、それが決まればほんならどっちにするだいと、こういう2つに1つですから。早いこと協議会は姿を見せてごせって、事務局サイドでは随分思っておられるんでしょうけど、もうちょっと時間、そこら辺含めていただいて、まだまだ議論をして、いずれ結論を出さないとこれ話が進まんわけですからしますけども、今日どうしてもこれどっちかに印をつけてくれと、こういうことなのか、多少協議会に時間をいただけるのか、そこら辺はどうなんでしょうな。

坂本会長 いや、それは3月第3回の協議会で7月までに決定するということになってますので……。

森岡委員 それはもう決めるということになってますから。

坂本会長 これはこれでいいと思っております。ただ、事務局としては前回の質疑の中で新しい庁舎を建てた場合にはどの程度かかるのかという御質問がありましたから、それ

に答えた資料をつくったというように思っております。ということで……。

森岡委員 そういう感じでは受けましたけども。

坂本会長 どうぞ、塚田委員。

塚田委員 期日の件ですが、これ7月までに決定をするという言い方というのは、これ6月30日なのか、7月31日までなのか。

坂本会長 これどっちにしる7月の協議会というぐあいに考えております。

事務局、何かありますか。

桐林合併推進室次長 そうしますと、今、各委員さんからいただきました御提案の中で、地域審議会の構想も含めてというようなこともありましたけども、いわゆる今、御提供できる資料を含めて、もう少し議論を深めていただくことがよろしいのかなということでございますので、森岡委員さんからも御提案ありましたように、恐らく新庁舎と現有庁舎利用案であれば、現有庁舎の利用する場合に、どういう可能性があるかということがないと議論が進まないんじゃないかなという御趣旨ではなかったかと思えます。これは事務局案という形になるかと思えますけども、現有庁舎を使う場合の、どちらの建物にウエートがかかるかわかりませんが、そういう形で事務局の方で整理できるような案を次回の委員会に御提案申し上げて、使い方ということになりますけども、例えば今、いわゆる本庁舎機能はどちらになるのかというようなこと、これも両論併記型になるかと思えますけども、そのようなことを多少整理させていただき資料を御提出させていただいてはどうかと思っております。

それからメリット、デメリットということがどうしても出てくるわけでございまして、新庁舎を建てた場合のトータルのメリット、デメリット、及び現有庁舎は2案というような形になるかと思えますけども、それぞれのメリット、デメリット、事務局なりにちょっと整理をさせていただいて、次回の協議会のときにお示しさせていただいて議論をしていただければということで、今回はいかがでございましょうか。

坂本会長 という事務局の提案がございましたが、私どももそういうことでもうちょっと議論を詰めて決定しても遅くはないというように思いますので、進めていきたいと思えます。

吉次委員、どうぞ。

吉次委員 この資料には大体会見町の庁舎と西伯の庁舎とでは面積が0.8ほどになっておりますけども、2の現庁舎の経費実績は、ただ単純に13年度の決算額がそこに上が

っているので、具体的には業務委託の清掃費が西伯の方96万に対して244万、それから保守点検料が178万円に対して234万4,000円という、余計の数字が出ておりますが、この出た原因が何だかということもひとつ検討いただきたいと思ひますし、その下の汚水の処理関係については、先ほどの話のとおり、まだ西伯町は下水の整備がしてないということで、原因がわかっておってこういうことでも、清掃だとか保守点検だとか、面積比率にしてははるかに多い。こういったこともひとつ十分検討いただいて資料として提供をいただきたいと思ひます。

坂本会長 事務局。

桐林合併推進室次長 今、吉次委員さんの方からいただきました御提言でございますけれども、おおむね、参考という一番下の欄に比較がしてございます。清掃等につきましては、西伯町につきましては、ごくごく一部の業務だけが委託されておまして、会見町につきましては、ほぼ全面的に清掃が委託されていると。その差異はどういうふうに埋められるかということになりますと、かなりの部分を町の職員が清掃をしているというようなところがあると。その部分の違いが、まず清掃ではございます。

保守点検等につきましては、主たる要因というのが、電気関係等のいわゆる定期点検、こういうものが多少会見町の方が新しいということで容量が多いというようなことで、その差が出ておるように、それぞれの町からのお話では聞いております。そういうような状況でございますので、さらに詳しい資料をとということであれば次回までに御用意いたしたいと思ひますけれども、このような説明でよろしかったら、いかがでございましょうか。

坂本会長 吉次委員。

吉次委員 そういった形のものをきちんとして、町民の皆さんに説明できる程度のもは提供をしていただきたいと思ひます。あくまでも基本的には最小の経費で最大の効果を上げるという地方自治法の趣旨に沿った使い方をすべきであって、建物を建てたども、結局このものを単純に、2番の経費の実績が1,900万だから新しい庁舎つくっても1,800万ぐらいじゃないかと、このまま移行したようなふうに考えられますので、もう少し十分検討した判断できる資料をいただきたいと思ひます。

坂本会長 内訳のですね、もう少し詳しいものをという御要請ですから。（「わかりました」と呼ぶ者あり）これの金額の、何故こういうことになっているのかというものを提供していただければ、努力をすべきところはどこなのか見当がつくということだと思ひますので、そのようにいいですか。

吉次委員 いいです。そういうことです。

坂本会長 そういたしますと、この件につきましては、次回、事務局からさらに詳しい資料提供をいただくということで進ませていただきたいと思います。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

そういたしますと、次、移らせていただきます。

議案第4号、慣行の取り扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

桐林合併推進室次長 御説明申し上げます。個別の中身につきましては前回の協議会で御説明させていただいておりますので、この場では一応項目の確認ということで御説明申し上げたいと思います。

慣行の取り扱いにつきましては、町章を始め、全部で11項目、御提案させていただいております。基本的には新町において調整するというようなことで、もう少し早目に決められるものがないかという御意見も先回あったことがございますけども、個別にそれぞれ項目を見ていただいて、この場で決められるところにつきましては決めていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

坂本会長 説明はせんわけだな。

桐林合併推進室次長 説明につきましては、ちょっと時間も押しておりますので。

坂本会長 この件については、前回の提案の方でいただいておりますので、ほとんどが新町において調整するということになっておりますが、見ていただいてどうでしょうか、今の協議会の中でやっておくべきだというようなことがあれば御意見をいただきたいと思います。やっぱり名前も決まったりしませんと、なかなかイメージもわかんでしょうからね。音頭をつくるいっても、キャラクターつくるいってもですね。大体ここに掲げてありますような内容で新町において調整をします。ただし、名誉町民制度につきましては、新町においても引き続き名誉町民については顕彰するということを御確認いただけますでしょうか。よろしゅうございますな。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 そういたしますと、議案第4号、慣行の取り扱いにつきましては、事務局から提案いたしました原案のとおり決定いたしたいと思います。

以上で協議事項につきましては、予定をいたしておりましたものはすべて終了いたします。

した。

事務局から特にありませんな。

したがって、7番の報告事項に移らせていただきたいと思います。

はい。

桐林推進室次長 それでは御説明いたしたいと思います。提案事項のところでも少し触れさせていただいたんですが、改めまして最初から御説明申し上げたいと思います。

新町の名称の応募状況についてでございます。5月9日現在の新町の名称の応募状況は別紙のとおりである。なお、新町の名称募集の広報は次のとおりであるということでございまして、一度ごらんいただきましたけれども、36ページの方に名称の応募状況を総括しております。5月9日現在で318名、西伯町が281でございますけれども、そのうちの208名は法勝寺中学の関係者、ほとんど生徒ということでございます。地域別に見ますと、両町を除く県内の方が5名、それから県外、これは出身者ということになりますけれども、9名応募いただいております。資格別につきましても、お住まいの方が304名で、出身者が9名、勤務の方が5名、事業所等のある方という区分は、現在ございませんでした。応募名称の種類は、現在226種類、これは書き方と読み方を照合いたしまして分類しております。同じ字を書きましても、読み方が違うということであれば別種類ということで一応換算しておりますけれども、それで226種類でございます。

ちょっとまた、34ページの方に戻っていただきますけれども、名称募集の広報でございますけれども、1番、チラシの全戸配布でございますけれども、これは一番当初に協議会だよりに折り込みをいたしました募集のチラシの印刷のみのものでございます。これが西伯町では4月8日、会見町では3月28日に、それぞれ区長便によりまして全戸にお届けさせていただいたところでございます。

それからチラシでございますけれども、3月28日から、西伯町の方では企画政策課、会見町の方では総務課の方にチラシを置いております。それから4月上旬に応募箱を設置したということでございますけれども、東郷湖周の合併協議会の方から同じように名称募集等で使った応募箱を活用されてはいかがかという御提案をいただきまして、省資源ということもありまして活用させていただいたところでございます。これを次の2と合わせまして、それぞれの箇所に設置させていただいております。

これは4月15日に最終的に配布いたしておりますけれども、西伯町では、総合福祉センターしあわせ、中央公民館、西伯小学校、法勝寺中学校、それから会見町の方では、総合

福祉センターいこい荘、会見小学校、会見第二小学校、南部中学校、それからとっとり花回廊、それぞれ設置させていただいております。それから小・中学校につきましては、御協力を得まして全児童生徒へ配布をしております。

それから、協議会だより号外というものを、協議会等が終わった都度、速報ということを出しておりますけども、その片面に募集チラシを刷り込みまして、やはり区長便によりまして全戸に配布しております。西伯町では4月18日と5月9日、会見町では4月25日と5月9日でございます。

それから合併協議会のホームページの方には、応募用のフォーマットを設定しております、引き続き募集を取り組んでおります。

それから防災行政無線の利用でございますけども、西伯町の方では4月の11、12、13及び28、29、30、会見町の方では3日、4日、7日及び28、29、30と、それぞれ6日間、防災行政無線で応募を呼びかけております。

それから、各報道機関の方に資料を提供いたしまして、こういう情報を掲載させていただいております。これ事務局の方で調べられる限り調べたものでございまして、そのほかにもあるいはあろうかと思っておりますけども、調査が及ぶ限りではこの内容でございました。その紙面につきましては、内容につきましては37ページの方に切り抜きを添付しております。私どもの調べでは、日本海、山陰中央の地元2紙、それから、いわゆる中央4紙のうちの3紙で掲載していただいたというふうに認識しております。

それからNHKなんですけども、これは鳥取放送局の放送でございますけども、4月17日に放送で取り上げていただいております。松江放送局をごらんの方は見ていただけてないかもしれませんが、鳥取放送局の電波の方では流していただいたということでございます。

それから、最初の方で佐伯委員さんの方からの御質問があった件でございますけども、今後も呼びかけてはどうかということございまして、防災行政無線で引き続き、来週、再来週と最後の呼びかけを行いたいというふうに考えております。それから、今協議会の概要を伝える協議会だより号外でもう一度、募集チラシを片面に刷り込みまして、やはりこれも全戸配布をいたしたいというふうに考えております。

報告といたしましては、以上でございます。

坂本会長 この件について御質疑はございませんか。

板委員。

板委員 応募状況を見とって、一般からの非常に応募が少ないという状況がよくわかると思うんですけど、やっぱり今先ほど事務局の方は非常に熱心に配布とかそれから周知活動に取り組みましたということでございますが、やはり回収に関しても何らかの手を打たんといけんのんじゃないかなという。余りにも役場とか中心部に持ってこい意識の部分がちょっと強過ぎるのかなあと。もうちょっときめ細かく、例えば区長さん方にビラを配ってもらうのなら、そこで回収をしていただくとか、もうちょっと細かな対応が必要じゃないかなと思うんですが、特にやっぱり今の住民が参画できる範疇というのは、こういった名前の募集とか本当に限られた部分だと思うんですね。ですから、そういった機会をぜひ大切にさせていただきたいなというふうに思います。

坂本会長 回収について工夫がないかということですね。

何かありますか。

今からでは区長さんにとというのはもう間に合わんかね。区長文書ちゅうことにならん。

桐林推進室次長 区長便につきましては、21日と23日、それぞれ西伯、会見の方もできますんで、そのところでちょっと御協力いただけるかどうか再度検討をしてみたいと思いますので。

坂本会長 協議会の委員さんで出いておられん人もまだたくさん、協議会の委員さんが少なくともやはり1点は出いていただくと同時に、横にもうちょっと広げて声かけていただくように、区長さんもなかなか大変ですから、お願いします、1人1点ですけんな。

おっしゃる趣旨は非常によくわかりますので、できる努力を最大やってみたいというふうに思います。

ほかにございませんでしょうか。

橋谷委員。

橋谷委員 ちなみに湯梨浜町ですかいね、新しい町名が決まったところ、どれくらい応募があったんだろうかなと、もし知っておられたらお願いします。

奥山推進室長 正確な数ちょっと記憶しておりませんが、応募者数で1,600、応募点数で1,000ちょっとだったかと記憶しております。人口規模が多少違いますけれども、各世帯ごとで出してくださいというような形で集められたというように記憶しております。そこがこちらとは多少違いますけれども、こちらはそれぞれ個人ごとということですので、そのために何回か繰り返し応募用紙も送って、お届けするというようなことにしておる。回収につきましては、先ほど御指摘がありましたので、少し工夫させていただ

きたいと思いますが。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 大変不見識な話だけでも、この集まったのが応募箱に入っただけ、あるいははがきとかインターネットとかももちろん入っていますよね。私書箱をつくって、はがきで投函してもらうという手は使ってなかったんですね。ちょっと日にちが要るのかなあ。5月31日消印有効ということでやれば、2週間か。

坂本会長 あんまり少なかったら期間を延長してもいいではない。あんまり少ないちゅうことなら。

森岡委員 これが少ないんか、ようけ出しておるかというのはちょっと今判断できませんよね、現物を見てないから。多いだけがいいんじゃないので、226種類もあるわけですから。

秦委員 余り強制してはなりませんけど、やっぱり町長が言われたように、だれもが1枚出すんだとか、それから町の関連の役員さん等の会合があれば、出てくださいとか、余り強制はできませんけど、ようけにする方法はあるのではないかと思いますけども。あんまり少ないやつを、あんまりようけあっても選択がえらいと思いますけど。

坂本会長 5月は総会とかいろいろな時期もありますし、そういう会合のときをお願いをすとか、いろいろ考えられることを最大努力してまいりましょうということで、これはまとめさせていただきたいと思います。

8番、今後の協議会の開催日程について。第6回会議は6月の5日、1時30分から西伯町役場の2階大会議室で行うと、第7回会議は7月の3日、1時30分から会見町役場の3階の会議室で行うということですが、御確認をいただきたいと思います。よろしゅうございますな。（「はい」と呼ぶ者あり）

その他。事務局の方から、まちづくり委員会の開催状況について御報告お願いします。

奥山合併推進室長 失礼いたします。昨日行いました第1回のまちづくり委員会につきまして、開催の結果を御報告させていただきたいと思います。

昨日、5月18日の午後でございまして、西伯町法勝寺のプラザ西伯にて行いました。まちづくり委員の出席状況であります。西伯町からは35名、会見町からは34名、合わせまして69名の出席でございました。約7割、100名に対しまして7割の出席率でございました。そのほか両町の職員、事務局を含めました職員、委員さんの方、合わせて約100名程度ではなかったかというふうに思っています。欠席されました31名に対し

ましては、あす、職員で手分けをして配付をしたいというふうに思っております。

今後の予定でございますが、昨日調査をいたしました専門部会の所属調査、並びに来月行います一周見学会の見学の調査等を今月末に取りまとめたいというふうに思っております。したがって、第2回のまちづくり委員会につきましては、6月の12日か15日、いずれも午後であります。両町のぐるっと一周の見学会を予定をいたしております。発着は、昨日の西伯町のプラザ西伯を発着をしたいというふうに思っております。終わりましたら意見交換を予定をしております。

昨日の委員さんの中で、いろんな意見が出たわけでありまして、第2回のまちづくり委員会の意見交換の際に、事務局よりまちづくり委員会の性格とか進め方とか、そういう再確認を含めまして資料を作成しまして説明をしたらというふうに思っておるところでございますので、申し添えさせていただきます。

まちづくり委員会の実質の審議は、ペーパーと申しますが、総合計画に類するものであります。7月から審議をしていただくということでございまして、6月中には原案と申しますが、そういうものをお手元にお配りをしたいというような考えを持っておりますので、あわせて申し添えさせていただきます。以上でございます。

坂本会長 この件について何か御質疑はございませんか。

役割を若干誤解というか、そういうお考えの方もあったようでした。それで後で事務局の方からきちんと説明をしましたところ、それはもうそれでとってもよく御理解をいただいたのではないかとこのように感じました。

それから、委員さんの出席についても御質問がありまして、えらい影が見えんなどということもありましたが、それはやっぱり自由な委員さん方の議論を期待するという趣旨で特に強く要請をせなかったという事務局側の配慮というようなものも披露しまして、一応納得をいただいたのではないかなというように思いましたが、かなり協議会の委員さん方のお姿が見えると、どうも元気が出るようでございますので、いろいろなまた場面に顔を出していただいて激励もしていただいたらなというように思います。そういうことでございます。

終わってもよろしゅうございますか。（「もう1点」と呼ぶ者あり）ありますか。

奥山推進室長 済みません。皆様方のお手元に協議会の役職員名簿というのをお配りいたしております。若干訂正をさせていただきたいと思っております。

事務局で、事務局長の助役さんが西伯町と会見町が反対でございましたので、まことに

申しわけございません。訂正をさせていただきます、おわびをいたします。

米原合併推進室長補佐 それから最後になりますけど、別冊で西伯町、会見町農業委員会会長さんの連名で要望というものが添付してございます。5月15日付で、協議会長様という形で両町の合併に伴う委員会構成について要望という形で要望書が出ております。

内容ですが、選挙区について、旧西伯町、旧会見町の2選挙区とされたいと。委員定数については、選挙委員は18名とされたいという要望書であります。この選挙区制ですが、一応旧西伯町側で10名、それから旧会見町側で8名と、18名という要望書のように。以上で終わります。

坂本会長 それ書いてないがね。それは口頭で言いなつた、10名と8名は、口頭で。両町の会長が言いなつた。(「担当職員から」と呼ぶ者あり)担当職員。

米原合併推進室長補佐 事務局から伝え聞いたところで、そういう議論があつての18名だというふうに伺っております。

坂本会長 説明の中で聞いたわけですね。

桐林合併推進室次長 そうです。ですから、それは絶対的な要望ということではないけれども、議論の中身としてはそういう話がありましたということでございます。

坂本会長 この件については、また次回以降の協議会で決定をしていくということによるしゅうございますね。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは終わってもいいですか。

そういたしますと、第5回の合併協議会を以上で終了いたしたいと思えます。

きょう、遅刻をして申しわけございませんでしたが、すべての協議事項、提案事項について真摯に御協議いただきまして、円満な会の運営を御協力いただきましてありがとうございました。

きょうから幹事会ですか、事務局の方から専門部会が登場いたしまして、これから協議が終わったものから次々と専門部会が個々に出かけまして、それぞれの皆さん方に御説明するような仕掛けでございます。

両町も選挙も終わりました、本当にこれで一段落いたしまして、これから本格的に腰を据えた合併協議が進むものと期待をいたしておるところでございます。そういうことで今後ともよろしくお願いを申し上げまして、きょうの会の閉会のごあいさつにかえたいと思います。どうもありがとうございました。

〔午後4時20分 閉会〕

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員